

かわさき水ビジネスネットワーク規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「かわさき水ビジネスネットワーク」（以下「かわBizネット」という。）とする。

(目的)

第2条 かわBizネットは、世界の水環境改善に貢献するため、民間企業と川崎市が連携、協調して水ビジネスを推進するプラットフォームである。

(会員)

第3条 かわBizネットは、前条に賛同する会員をもって構成する。

2 かわBizネットに新たに入会しようとする者は、別に定める会員申込書を事務局あてに提出し、幹事の承認を得なければならない。

3 以下の各号に該当する場合は、幹事の承認を得たのち会員の資格を喪失する。

(1) 事務局と連絡が取れなくなったとき。

(2) 暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的組織に所属する場合及び暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者と関係していると合理的に判断されるとき。

(3) その他、かわBizネットの信頼を失墜させる行為を行ったとき。

4 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

(役員)

第4条 かわBizネットに、役員として会長、特別顧問及び幹事を置く。

2 会長は、かわBizネットの代表として、会務を総理する。

3 特別顧問には、川崎市長及び川崎商工会議所会頭を充て、かわBizネットに助言等を行う。

4 かわBizネットの運営を主導するため、会員の中から若干名の幹事を置く。

(協力団体)

第5条 かわBizネットの活動に協力する省庁及び団体を「協力団体」とする。

(総会)

第6条 会員、協力団体等の意思疎通を図り、交流を深めるとともに、次に掲げる事項を決定するため、総会を開催する。

(1) 規約の改廃に関すること。

(2) 役員を選任に関すること。

(3) その他かわBizネットの運営に係る重要事項に関すること。

2 総会は、会長が招集し、過半数の会員の出席をもって成立する。

3 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 幹事により幹事会を組織し、かわBizネットの運営に関する基本的な事項の検討及び調整等を行う。

(機能)

第8条 全体サポートとして、会員に向けた水ビジネスに関する情報の提供等を行う。

2 個別サポートとして、水ビジネスの案件に応じてコーディネート等の必要な支援を行う。

(会費)

第9条 かわBizネットの会費については、当面の間無料とする。

(事務局)

第10条 かわBizネットの事務局を川崎市上下水道局に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、かわBizネットに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和元年7月19日から施行する。

2 かわさき水ビジネスネットワーク会則（平成24年8月27日施行）は、廃止する。